

## 平成 29 年度兵庫県地域防災計画の主な修正内容

(風水害等対策計画、地震災害対策計画、海上災害対策計画、大規模事故災害対策計画、原子力等防災計画)

熊本地震や平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害、平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた国の防災基本計画の修正や、ひょうご防災減災推進条例の改正を踏まえ、本県の地域防災計画を修正する。

## 1 防災基本計画の修正 (H29.4 など) を踏まえた修正

## ◀ 避難対策関係 ▶

## (1) 災害の重複発生を考慮した避難体制の整備 …… 資料 1-2 P. 風 2-6、地 2-6

市町が避難体制を整備するにあたり、災害が重複して発生しうることを考慮するよう努めることとする旨を追記。

## 【修正案】

## 1 避難対策の充実

市町は、避難に関する体制整備にあたっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、災害が重複して発生しうることを考慮するよう努めることとする。

(風水害等対策計画 第 2 編第 2 章第 11 節 避難対策の充実 ※ 地震災害対策計画にも同趣旨を追記)

## (2) 適切な避難行動を促す情報伝達の充実 …… 資料 1-2 P. 風 2-7、風 3-17、地 2-7、地 3-15

① 指定避難所等については、災害種別や避難場所等を表す日本工業規格に基づいた図記号を使用した標識のほか、訓練の実施等により周知に努める旨の記載を追加。

## 【修正案】

## 4 避難所等の指定

市町は、都市公園・都市農地、公民館・学校等の公共的施設や民間の施設を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定することとする。また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により住民に対して周知徹底を図ることとする。

県、市町は、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努めることとする。  
(風水害等対策計画・地震災害対策計画 第 2 編第 2 章第 11 節 避難対策の充実)

## 4 避難所等の指定

## (1) 指定緊急避難場所

## ③ 留意事項

市町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めることとする。

(風水害等対策計画・地震災害対策計画 第 2 編第 2 章第 11 節 避難対策の充実)

② 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、予測時から災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切な状況伝達に努めることとするとともに、避難のための勧告及び指示の際にはあらゆる伝達手段の複合的な活用を図ることとする旨の記載を追加。

## 【修正案】

## 第 2 円滑な災害応急活動の展開

## 2 避難の実施

## (2) 避難のための勧告及び指示

① イ 市町は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めることとする。

③ ア 市町は、直ちに、防災行政無線（同報等）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、広報車等による広報、サイレンの半鐘、インターネット、携帯電話（ひょうご防災ネット、緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ファクシミリ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図る（以下略）

## (4) 避難誘導

⑥ 市町は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、近隣のより安全な建物への緊急的な退避や屋内での待避等の安全確保措置を指示することができることとする。

(風水害等対策計画 第 3 編第 3 章第 4 節 避難対策の実施 ※ 地震災害対策計画にも同趣旨を追記)

(3) 広域一時避難への配慮 …… **資料 1-2** P. 風 2-8、地 2-8

市町は災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることとする旨の記載を追加。

**【修正案】**

1 避難対策の充実

(1) 指定緊急避難場所

② 広域一次避難への配慮

市町は災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることとする。

(風水害等対策計画・地震災害対策計画 第2編第2章第11節 避難対策の充実)

(4) 避難情報に関する名称変更 …… **資料 1-2** P. 風 3-17、地 3-15 ほか

国の避難勧告等に関するガイドラインの改定等を踏まえ、避難情報に関する名称について、「避難指示」を「避難指示（緊急）」、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に変更。

**【修正案】** 風水害等対策計画・地震災害対策計画 第3編第3章第4節 避難対策の実施 ほか

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始</li> </ul>
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> </ul>

(5) 都市農地の活用 …… **資料 1-2** P. 風 2-7、地 2-7

都市農地を避難場所として活用できるよう、対象に追加。

**【修正案】**

4 避難所等の指定

市町は、都市公園・都市農地、公民館・学校等の公共的施設や民間の施設を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図ることとする。

(風水害等対策計画・地震災害対策計画 第2編第2章第11節 避難対策の充実)

(6) 原子力災害時における屋内退避指示中に緊急の避難が必要になった場合等の避難の指示 …… **資料 1-2** P. 原 3-8

原子力災害時において、国の屋内退避指示中に、自然災害を原因とする緊急の避難が必要になった場合や住宅等の倒壊により屋内退避が困難な状況が生じるおそれがある場合には、市町長は当該地域の住民に対し避難の指示を行うこととする旨記載。

**【修正案】**

3 避難・一時移転の実施

市町は、国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、OILの基準に基づき住民の避難・一時移転を実施することとする。

また、自然災害を原因とする緊急の避難が必要になった場合、住宅等の倒壊により屋内退避が困難な状況が生じるおそれがある場合には、市町長は当該地域の住民に対し、避難の指示を行うこととする。

(原子力等防災計画 第3編第3章第3節 屋内退避等の実施)

◀ 県民の防災意識関係 ▶

(7) 保険・共済への加入の推進 …… 資料 1-2 P. 地 2-26

本県の住宅再建共済制度に関する取り組みに、地震保険等への加入推進に関する記載を追加。

【修正案】

本制度は、阪神・淡路大震災で学んだ、ともに助け合い支え合うことの大切さを将来の災害への備えに生かす仕組みとして、住宅所有者が助け合いの精神に基づき、自然災害被災者の住宅再建を支援する相互扶助の制度として創設したものであることから、その定着、発展に向けひとりでも多くの県民の加入促進を図ることとする。あわせて、住宅再建をより確かなものとするため、地震保険・他の共済への加入を推進する。

(地震災害対策計画 第2編第6章第5節 住宅再建共済制度の推進)

(8) 水害リスクの分かりやすい提供等による水防対策の充実 …… 資料 1-2 P. 風 2-13

ハザードマップ等作成の際には「早期の立退き避難が必要な区域」の明示に努めるものとすることや、地域の水害リスクに向き合って被害を軽減する取り組みを住民自らが行う契機となるような水害リスクの提供に努めるものとする旨を追記。

【修正案】

1 浸水想定区域

(4) 住民への周知

市町は、浸水想定区域、避難場所、避難路等に関する総合的な資料として図面表示等にまとめたハザードマップ等を作成し、住民への周知を図るため、公表・配布することとする。なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。また、県及び市町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、水害リスクの分かりやすい提供に努めるものとする。

(風水害等対策計画 第2編第2章第17節 水防対策等の充実)

(9) 大規模盛土造成地マップの作成・公表 …… 資料 1-2 P. 風 2-20、地 2-19

滑動崩落の可能性のある大規模盛土造成地を示した「大規模盛土造成地マップ」を宅地防災パトロールに活用する旨追記。

【修正案】

2 宅地防災パトロールと措置

(3) 県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを公開し、宅地防災パトロールの点検箇所を選定に活用するとともに、マップの周知により県民の防災意識の向上を図る。

(風水害等対策計画 第2編第4章第3節第6款・地震災害対策計画 第2編第4章第4節第5款 宅地造成等の規制)

◀ 災害時要援護者関係 ▶

(10) 災害時要援護者が利用する施設に対する指導・助言等 …… 資料 1-2 P. 風 3-24、地 3-19

介護保険施設など災害時要援護者が利用する施設における非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施状況に関して、点検及び指導・助言を行う旨を追記。

【修正案】

11 災害時要援護者が利用する施設に対する指導・助言

県、市町は、介護保険施設等の災害時要援護者が利用する施設における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行うこととする。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を定期的実施できていない場合には、指導・助言を行うこととする。

(風水害等対策計画 第3編第3章第9節 災害時要援護者支援対策の実施 ※ 地震災害対策計画にも同趣旨を追記)

(11) 避難行動要支援者名簿の適切な管理 …… **資料 1-2** P. 風 2-10、地 2-10

避難行動要支援者名簿については、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする旨を追記。

**【修正案】**

- 1 災害時要援護者支援体制の整備
- (2) 災害時要援護者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備  
市町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から災害時要援護者に関する情報を把握するよう努める。このうち、少なくとも避難行動要支援者（自力での避難が困難な災害時要援護者）については、災害対策基本法に定める避難行動支援者名簿を整備しておくこととする。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新することとともに、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。  
(風水害等対策計画 第2編第2章第15節・地震災害対策計画 第2編第2章第16節 災害時要援護者支援対策の充実)

≪ その他 ≫

(12) 訪日外国人に対する情報提供 …… **資料 1-2** P. 風 3-23、地 3-19

災害時における訪日外国人への情報提供等を実施する旨を明記。

**【修正案】**

- 7 外国人県民への情報伝達等  
県、市町等は、外国人県民、訪日外国人等の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行うこととする。  
(風水害等対策計画・地震災害対策計画 第3編第3章第9節 災害時要援護者支援対策の実施)

(13) 物資の緊急輸送等に係る民間事業者との連携強化 …… **資料 1-2** P. 風 3-16、地 3-14

災害時における緊急輸送対策において、民間事業者との協定締結など物資の輸送手段及び輸送拠点の確保の取り組みに係る記載を追記。

**【修正案】**

- 1 緊急輸送に当たっての基本的事項等
- (1) 実施機関
- ② 県は、兵庫県トラック協会と締結した「災害時における輸送の協力に関する協定」、兵庫県倉庫協会と締結した「災害時における救援物資の保管等に関する協定」及び民間事業者と締結した「災害時における物資の緊急輸送及び物資受入・配送拠点の運営等に関する協定」に基づき、その協力を得て輸送手段及び輸送拠点の確保を図ることとする。  
(風水害等対策計画・地震災害対策計画 第3編第3章第3節第2款 緊急輸送対策の実施)

(14) 浸水想定の情報提供の充実 …… **資料 1-2** P. 風 2-12

洪水予報河川及び水位情報周知河川以外の河川についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、関係市町へ浸水想定情報を提供するよう努める旨記載。

**【修正案】**

- 1 浸水想定区域
- (1) 浸水想定区域の指定・公表等
- ① 洪水浸水想定区域  
国土交通大臣または知事は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に係る河川について、洪水浸水想定区域の指定を行う。また、指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町に通知する。また、知事は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、関係市町へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。  
(風水害等対策計画 第2編第2章第17節 水防対策等の充実)

(15) ボランティアとの連携・協働 …… **資料 1-2** P. 風 3-26、地 3-21

ボランティア団体等との情報共有の場を設置するなどして、支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める旨の記載を追加。

**【修正案】**

第2 円滑な災害応急活動の展開

1 災害ボランティアの受入れ

(2) 災害ボランティアの確保と調整

① 県、市町は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体等と、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努めることとする。

② ひょうごボランティアプラザは、ボランティア活動が円滑に行われるよう、県下の支援関係機関・団体からなる「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」、市町社会福祉協議会や、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等ボランティア団体等との連携などにより、市町災害ボランティアセンターの支援を行うこととする。

(風水害等対策計画・地震災害対策計画 第3編第3章第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ)

2 県の施策展開に伴う修正

(1) ひょうご防災減災推進条例の制定等 …… **資料 1-2** P. 風 1-1、風 2-10、地 1-1、地 2-10

本県の防災減災の基本条例である「ひょうご防災減災推進条例」の制定に伴い、避難行動要支援者の避難に係る個別支援計画の策定に関する記載などを追加。

**【修正案】**

2 計画の基本的な考え方

兵庫県の防災減災の基本条例であるひょうご防災減災推進条例(平成29年条例第1号)の趣旨に基づき、以下の4項目の考え方を踏まえ、計画を策定する。  
(風水害等対策計画・地震災害対策計画 第1編第1節 計画の趣旨)

1 災害時要援護者支援体制の整備

(3) 避難行動要支援者名簿の共有

市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた機関・団体等に対して、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は災害対策基本法に規定する特別の定めを設ける条例の制定等法制上の措置その他の必要な措置を講じることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、(以下略)

(4) 地域における避難支援体制の整備

市町は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努めることとする。

自主防災組織、自治会等の民間団体(以下、「自主防災組織等」という。)は、避難行動要支援者の避難に係る個別の支援計画の策定に取り組むこととする。

(5) 訓練・研修の実施

市町は、災害時要援護者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地域住民等を対象に研修会等を開催し、災害時要援護者支援に必要な人材の育成に努めることとする。

自主防災組織等は、上記(4)で策定した計画に基づく防災訓練等に取り組むこととする。

(風水害等対策計画 第2編第2章第15節・地震災害対策計画 第2編第2章第16節 災害時要援護者支援対策の充実)

3 その他の主な修正

(1) 大雨警報（浸水害）及び洪水警報改善等に伴う修正 ……資料 1-2 P. 風 3-3

表面雨量指数の導入等に伴う大雨警報（浸水害）・注意報及び洪水警報・注意報の基準変更並びに流域雨量指数の予測値及び大雨・洪水警報の危険度分布の提供に伴い、該当箇所の記載を修正。

【修正案】

2 水害に関する情報

(1) 流域雨量指数の予測値、大雨・洪水警報の危険度分布

神戸地方気象台は、防災情報提供システムによって流域雨量指数の予測値及び大雨・洪水警報の危険度分布を提供する。

流域雨量指数は、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標で、洪水警報等の発表基準に用いている。

河川毎に、これまでに降った雨（解析雨量）とこれから降ると予想される雨（6時間先までの降水短時間予報等）を取り込んで、上流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、指数化した値を6時間先までの予測値として算出し、洪水警報等の基準値への到達状況に応じて色分けした時系列で表示している。

（風水害等対策計画 第3編第2章第3節第2款 避難勧告等の判断材料となる情報の提供 など）

(2) 特別警戒水位の見直し ……資料 1-2 P. 風 3-4

避難勧告発令の目安となる特別警戒水位の定義を、国に合わせて従来の「避難判断水位」から「氾濫危険水位」に見直したことに伴い、該当箇所の記載を修正。

【修正案】風水害等対策計画 第3編第2章第3節第2款 避難勧告等の判断材料となる情報の提供

水 位	内 容
氾濫危険水位	市町長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位（特別警戒水位）
避難判断水位	市町長の避難準備・高齢者等避難開始情報等の発令判断の目安となる水位
氾濫注意水位	水防団の出動の目安となる水位（警戒水位）
水防団待機水位	水防団が出動に備えて待機する水位（通報水位）

(3) 緊急輸送道路における電柱等による道路占用の禁止 ……資料 1-2 P. 風 3-15、P. 地 3-13

道路法第 37 条の改正を踏まえ、電柱等が倒壊して緊急通行車両の通行が阻害されるなど災害発生時の被害の拡大を防止するため、新設の電柱等による道路の占用を原則として禁止することとしたことに伴う記載を追加。

【修正案】

2 陸上交通の確保

(10) 緊急輸送道路における電柱等による道路占用の禁止（道路法第 37 条第 1 項）

電柱等の倒壊によって緊急通行車両の通行や地域住民等の避難に支障を来たすなど災害発生時の被害の拡大を防止するため、道路管理者は、その管理する緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占有を原則として禁止することとする。

（風水害等対策計画・地震災害対策計画 第3編第3章第3節第1款 交通の確保対策の実施）

(4) 地方分権一括法改正（第 6 次）に伴う修正 ……資料 1-2 P. 風 3-13、地 3-11

災害時における車両の移動等（災害対策基本法第 76 条の 6）の措置命令及び措置については、これまでの道路管理者に加えて、港湾管理者及び漁港管理者も新たに追加されたことから、該当項目の記載を修正。

【修正案】

2 陸上交通の確保

(9) 災害対策基本法に基づいた道路管理者等による措置命令及び措置（災害対策基本法第 76 条の 6）

道路管理者等（道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下「道路管理者等」という。））は（以下略）

（風水害等対策計画・地震災害対策計画 第3編第3章第3節第1款 交通の確保対策の実施）